

和光市住宅市街地総合整備事業評価監視委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土交通省が定める「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、和光市住宅市街地総合整備事業整備計画に掲げた事業の再評価（以下「再評価」という。）に当たって設置する和光市住宅市街地総合整備事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、再評価を行う事業（以下「対象事業」という。）に関し、市が作成した対応方針の素案について審議を行い、市長に対し意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。